三原農業振興地域整備計画変更理由書

広島県三原市

1 整備計画変更(案)

現在農業振興地域内に設定されている農用地区域内農地のうち 20.73ha を除外するものです。詳細については、別添、三原農業振興地域整備計画書(案)のとおりです。

2 変更理由

社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる資材置場、墓地、太陽光発電施設設置等への開発のため土地利用の変更を行なう必要が生じ、また非農地証明及び非農地通知を受けたため、これらを踏まえて整備計画を変更する。

農用地区域除外申出地は、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という)法第 13 条第 2 項の除外要件を満たしており、また非農地証明及び非農地通知該当地は、農振法第 10 条第 3 項各号に該当しなくなったため、これらの土地を除外する。

いずれの除外変更においても、該当地は農業生産基盤整備事業等の計画もなく、この変更による農地への影響は軽微である。

- (1)農用地利用計画について
 - ①農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更 について(別紙1)
 - ② 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について(別紙2)該当ありません。
 - ③ 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について(別紙3) 該当ありません。
- (2) 農業生産基盤の整備開発計画について

変更はありません。

(3) 農用地等の保全について

変更はありません。

- (4)農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について 変更はありません。
- (5) 農業近代化施設の整備計画について

変更はありません。

- (6) 農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について 変更はありません。
- (7)農業従事者の安定的な就業の促進計画について

変更はありません。

(8) 生活環境施設の整備計画について

変更はありません。

3 添付図面

十地利用計画図